

水俣市広告付番号案内表示システム無償提供事業者選定に係る評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 類似事業の実績について	類似業務の実績件数を基に、当該事業の遂行の遂行能力を評価する。	10
2 設置予定機材等について	設置予定機材の仕様・設置方法及び映像データの管理・配信方法等は、仕様書の要求を満たしたものであり、本市の窓口業務遂行上、適しているかを評価する。	15
	設置予定機材の操作方法及び手順の容易さ並びに仕様変更に対応できる柔軟性について評価する。	15
3 設置スケジュールについて	機材等の設置スケジュールの妥当性を評価する。広告放映までのスケジュールを評価する。	5
4 保守管理体制について	保守管理体制は確立できるか、機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障時等に現場到着までにどの程度の時間を要するか等を評価する。	15
5 問い合わせ等への対応体制について	職員・来庁者等からの問い合わせ等への速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	10
6 広告募集・広告審査について	広告主の継続した確保ができるか、広告掲載方針が確立されているか、広告審査専門部署の設置や外部組織の活用などにより、広告の審査ができる体制等が整えられているかを評価する。	15
7 行政情報の放映枠について	全体放映枠における行政情報放映枠の割合から、本市の広報ツールとしての価値を評価する。	10
8 創意工夫等について	今回の企画提案にあたり、事業者独自の創意工夫等が認められるかを評価する。	5
合計		100